

10月2日現在59歳または64歳の方へ

※ 対象者の詳細は「令和6年度新型コロナワクチン接種のお知らせ」をご確認ください。

新型コロナワクチン任意接種費用助成制度のお知らせ

新型コロナワクチン接種は、予防接種法で【誕生日の前日】以降に定期予防接種として接種することと定められています。しかし、足立区では任意予防接種費用助成制度を設けているため、本紙下部の同意書の欄に署名いただくことで、【誕生日の前日】よりも早く区の予診票を使用して予防接種が受けられます。

任意予防接種の対象となる方

60歳または65歳の誕生日の前日より早く新型コロナワクチン接種を希望する方

任意予防接種の受け方

下記同意書の欄に署名し、予防接種予診票と一緒に足立区内の指定医療機関へ持参します。

※ 足立区独自の制度のため、足立区以外の医療機関では任意予防接種は行えません。誕生日の前日よりも前に足立区以外の医療機関で接種をした場合、費用助成制度の対象外のため全額自費での接種となります。

任意予防接種と定期予防接種の違い

| | 任意予防接種 (誕生日の前日より早く接種) | 定期予防接種 (誕生日の前日以降に接種) |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 自己負担額 | 無料 | |
| 接種可能時期 | 10月1日～誕生日の前々日 | 誕生日の前日～翌年3月31日 |
| 接種可能な医療機関 | <u>足立区内の指定医療機関</u> <u>(区外では接種できません)</u> | <u>23区内の指定医療機関</u> |
| 副反応が起きた際の補償 | 独立行政法人が補償（※） | 国が補償 |
| 持ち物 | <ul style="list-style-type: none">・予防接種予診票・保険証等（医療機関による）・同意書（本紙） | <ul style="list-style-type: none">・予防接種予診票・保険証等（医療機関による） |

（※） 任意の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障ができるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合等には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により救済を受けることができる場合があります。

<同意書>

任意予防接種制度を利用し、接種することを希望します。本様式は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解のうえ、本様式が区に提出されることに同意します。

本人自署 _____

緊急連絡先 _____